

# 矢木楽器 ピアノ長期レンタル規約

本規約は、株式会社矢木楽器店（以下乙という）が運営するピアノ長期レンタル契約に関して、乙と申込者（以下甲という）との間の契約に適用されます。

## 第1条（レンタル物件）

乙は甲に対して、甲の指定する物件（以下物件という）をレンタル（貸借）し、甲はそれを借り受けます。

## 第2条（レンタル契約の成立）

1.本レンタル契約は、甲が乙の所定の方法により申し込みを行い、乙が当該申し込み内容を適当と認めることによって成立するものとします。

2.本レンタル契約締結に際して、甲は乙が指定する有効な身分証明書の写しを乙に提供するものとします。

※乙が指定する身分証明書とは、日本国内の公的機関が発行する本人名義のもので、「運転免許証」「パスポート」「マイナンバーカード」「保険証」「外国人登録証明書」「在留カード」「特別永住者証明書」のいずれかを指します。

※身分証明書の現住所は契約書記載の住所と同一のものとします。

※現住所表記のない身分証明書に関しては発行日より3ヶ月以内の住民票又は3ヶ月以内のご本人名義かつ現住所の記載のある公共料金（電気、水道、ガス）の支払領収書の写しを合わせて添付するものとします。

3.甲の職業が「専業主婦」「パート・アルバイト」「学生」などで、安定的な収入が見込めない場合は、安定収入のある連帯保証人が必要になります。

4.甲は物件の引渡しを受けた日より、本レンタル契約に従って物件を使用することができます。

## 第3条（レンタル契約の資格欠格の事由）

次に該当する方はレンタル契約を結ぶことができません。

- (1) 満18歳未満の方
- (2) 過去に料金等の支払いを怠ったことがある方
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- (4) 本サービスに関する本規約及びその他諸事項に同意いただけない方
- (5) 海外在住の方
- (6) その他、乙が不適切と判断した場合

#### 第4条（レンタル期間）

1.レンタル期間は物件の引き渡しを受けた日の翌月1日をレンタル開始日とし、甲から返却の申し出があるまで継続されます。

レンタル品返却日の当月の末日をもってレンタル期間終了とします。但し、最短レンタル期間を12ヵ月とし、最短レンタル期間に達していない場合、最短レンタル期間に達するまでのレンタル料金を返却時に一括して甲は乙に支払います。

2.返却を希望する場合、甲は返却希望日の前々月15日までに乙に申し出ます。

#### 第5条（レンタル料）

1.甲は、毎月23日に翌月分のレンタル料（1日から末日までを1ヶ月とした月額レンタル料）を口座振替払いにて支払うものとします。口座振替払いとは、甲の指定する金融機関口座から自動振替手続を利用して支払う方法をいいます。

2.前項のレンタル料は、1ヵ月単位で計算し日割り計算をいたしません。

#### 第6条（レンタル物件の買取）

1.最短レンタル期間満了後、乙が別途定める買取り可能な物件に限り甲は物件を乙より別途定める方法で買い取ることができます。

2.前項により甲から売買契約の申込みがあり、乙がこれを受託したときは、本レンタル契約は終了し、売買契約の効力を生じるものとしそれをもって所有権の移転とします。

3.前項の甲による物件の買取り価格は、別途定めるものとします。

4.買取りを希望する場合、甲は買取り希望日の前々月15日までに乙に申し出ます。

6.第1項による物件の引渡し条件は現状有姿渡しとします。

#### ※ 例）3月30日で返却又は買取する場合

→3月23日の4月分レンタル料引き落としをストップするため2月15日までに申し出が必要

#### 第7条（物件の引渡し・検収） \*「引渡し」とは「納入・据付」の意。以下同じ。

1.乙は甲に対して、乙の指定する運送・据付のピアノ運送専門業者にて引渡します。尚、その際の納入・据付の費用は甲の負担とします。

2.甲の都合により、契約成立から1ヶ月経過しても引渡しができない場合は、甲は乙に対し、引渡しまでの期間に応じた保管料（別途定める料率による）を支払うものとします。

3.甲は乙から物件の引渡しを受けた後検収し、万一物件に瑕疵があった場合、甲は乙に7日以内に通知するものとします。上記期間内に通知がされなかった場合、物件は正常な状態で甲に引渡されたものとします。

#### 第8条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において物件は正常な性能を備えていることのみ担保とし、物件の商品性、および甲の使用目的への適合性については担保しません。

## 第 9 条（物件の使用保管）

1.甲は物件を当初据え付けた所で使用するものとし、移動する場合は乙に通知し、乙が認めた場合に限り、乙の指定するピアノ運送・据付の専門業者にて移動するものとします。尚、その際の費用は、甲の全額負担とします。

乙が認めなかった場合は直ちに甲の費用負担にて返却するものとします。

2.甲は、物件を善良な管理者の注意を持って使用及び保管するものとします。

3.甲は、物件レンタル期間中は 1 年 1 回の定期調律を乙の指定する技術者にて行うものとします。尚、その費用は、甲の負担とします。

4.物件の修理・メンテナンスは乙の指定する技術者にて行うものとします。

5.甲は、物件の転貸、占有者の変更、改造はできません。

6.甲が物件をレンタル期間中に、物件自体またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償し乙は一切責任を負わないものとします。

## 第 10 条（物件の譲渡の禁止）

1.甲は、物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、譲渡担保権その他の一切の権利を設定できません。

2.甲は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう契約内容等を提示するなどし、保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知しかつ速やかにその事態を解消させなければならないものとします。

## 第 11 条（物件の滅失、毀損）

甲が物件を滅失（所有権の侵害を含む）毀損した場合は、甲は乙に対して、代替物件の購入代価または物件の修理代の相当額を損害賠償として支払うものとします。

## 第 12 条（キャンセル）

本契約成立後甲の都合によりレンタル期間開始前に解約する場合、甲は乙に対し解約の通知をし、乙が別途定めるキャンセル手数料と物件の引渡しのために生じた諸費用を支払うものとします。

## 第 13 条（契約の解除）

甲に次の各号のいずれか一つに該当することが発生した場合には、乙は催告なくこの契約を解除することができ、甲は乙に対し、物件を返却し、かつ、未払いレンタル料、その他の一切の金銭債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）契約申込内容に虚偽があった場合。

（2）甲がレンタル料その他の支払を 1 回でも遅滞したとき。

- (3) 甲が本契約条項に一つでも違反したとき。またはその恐れがあるとき。
- (4) 甲に破産、民事再生手続き、その他これに類する申し立てのあったとき。
- (5) その他、乙が不相当と判断した場合。

#### **第 14 条（物件の返却）**

- 1. 返却の申し出の期日は第 4 条 2 項に定めるものとします。
- 2. 物件は乙の指定するピアノ運送の専門業者が引取ります。
- 3. 甲は、乙と取り決めた返却日の前月末日までに、別途定められた返却運賃を支払うものとします。
- 4. 予定する返却日の前月末日までに甲が返却運賃を支払わない場合は物件の引取りを中止し、甲が返却運賃を支払い物件を返却するまでレンタル期間は継続されます。
- 5. 甲の都合により、甲が返却すべき日に物件を返却できない場合、返却する日までレンタル期間は継続されます。またその際に生じた諸費用を甲は乙に支払うものとします。

#### **第 15 条（支払遅延損害金）**

甲が本契約による金銭債務の履行を遅滞した場合は、乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払います。また甲に対する乙の督促事務手数料として 1 回あたり 1,000 円（消費税抜）を甲は乙に支払うものとします。

#### **第 16 条（保守サービス）**

1. 甲の責に帰すべからざる事由により物件に性能的障害が発生し甲から乙へ申し出があった場合、乙は物件を無償にて修理します。但し、以下の場合についての修理費用及び原状復帰に関わる費用は、甲の負担とします。

- (1) 前回の定期調律から一年以上経過している場合
- (2) 弦が切れた場合
- (3) 極端な環境(湿度 30%以下あるいは 70%以上)の場合
- (4) 過度な使用(一日 6 時間以上)の場合
- (5) 害獣・害虫、火災や水害などによる場合
- (6) 故意による場合（故意による傷、落書き、シール貼付、飲食による汚れ）

尚、以上の理由などにより甲が物件を使用できない期間があったとしても、その期間のレンタル料は支払うものとします。

#### **第 17 条（規約等の変更）**

乙は甲の事前承諾を得ることなく、本規約及びその他諸事項の変更をいつでも行うことができるものとします。乙は、本規約及びその他諸事項の変更を行った場合、その変更内容を甲に通知するものとします。

#### **第 18 条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）**

甲は、申込時に甲が提示する甲の属性等の情報（以下「個人情報」という）の利用・提

供および登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

1.乙が、本契約条項（本契約を含むものとし、以下同様とする）に基づく債権管理業務のため、個人情報を収集し利用すること。

2.乙が本契約条項に係る取引上の判断に当たり、甲の支払能力調査のため、当該機関に照会し、甲の個人情報が登録されている場合にはそれを利用すること。

#### **第 19 条（消費税）**

甲はレンタル料及びその他費用について、消費税を付加して支払うものとします。

#### **第 20 条（本サービスの終了）**

乙は、運営上の都合により、本サービスを終了する場合があります。その場合、乙は甲が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### **第 21 条（管轄裁判所）**

この契約に関する全ての係争については乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

令和 5 年 9 月 1 日